

○高砂市モーテル類似施設の建築等の規制に関する条例

昭和 56 年 12 月 23 日高砂市条例第 28 号

改正

平成 11 年 12 月 24 日高砂市条例第 26 号

平成 23 年 6 月 20 日高砂市条例第 16 号

平成 30 年 3 月 30 日高砂市条例第 12 号

(目的)

第 1 条 この条例は、住民の清浄な風俗環境を保持するため、モーテル類似施設の建築等に関し必要な規制を行い、もって良好な環境の整備保全を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ホテル等 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第 3 項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設をいう。
- (2) モーテル類似施設 ホテル等のうち、専ら異性を同伴する客の宿泊又は休憩に利用させる営業を目的とする施設であつて、別表に定める構造及び設備の基準に適合しないものをいう。
- (3) 建築等 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 13 号に規定する建築、同条第 14 号に規定する大規模の修繕若しくは同条第 15 号に規定する大規模の模様替若しくは同法第 87 条第 1 項に規定する用途の変更又はモーテル類似施設への用途の変更をいう。

(同意)

第 3 条 市内においてホテル等の建築等をしようとする者（以下「建築主」という。）は、建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項（これらの規定を同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請を行う前（当該申請を要しない場合にあつては、ホテル等の建築等に着手する前）に、市長の同意を得なければならない。

2 前項の同意（以下単に「同意」という。）を得ようとする者は、規則で定める申請書及び図書を市長に提出しなければならない。

(禁止区域)

第 4 条 市長は、同意を得ようとするホテル等の建築等がモーテル類似施設の建築等であり、かつ、その位置が次の各号のいずれかに該当するときは、同意をしないものとする。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の市街化調整区域であるとき、又は同法第 8 条第 1 項第 1 号の商業地域以外の用途地域であるとき。
- (2) 次に掲げる施設の敷地境界から周囲 200 メートル以内の区域であるとき。
 - ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
 - イ 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
 - ウ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設
 - エ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設

オ 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に規定する博物館及び同法第 29 条に規定する博物館に相当する施設

カ 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 20 条に規定する公民館

キ 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園

ク 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）

(3) 市長が別に定める通学路の側端から 200 メートル以内の区域であるとき。

(審査会)

第 5 条 市長の附属機関として高砂市ホテル等建築審査会を置く。

(意見の聴取)

第 6 条 市長は、第 3 条第 2 項の規定による同意の申請（以下単に「申請」という。）があつた場合、規則で定める事項については、高砂市ホテル等建築審査会の意見を聴くものとする。

(通知)

第 7 条 市長は、同意をしたときは、申請をした者にその旨を通知しなければならない。同意をしなかつたときも同様とする。

(建築等の計画の公開)

第 8 条 建築主は、規則で定めるところにより、ホテル等の敷地内の道路面等公衆の見やすい場所に、当該ホテル等の建築等に係る計画の概要を記載した標識を設置しなければならない。

(事前説明会)

第 9 条 建築主は、前条の規定による標識の設置後、関係住民等からホテル等の建築等に関する事項について説明を求められた場合には、関係住民等を対象とした事前説明会を開催しなければならない。

2 前項の事前説明会は、申請をする前までに開催しなければならない。

3 建築主は、前 2 項の規定により事前説明会を開催したときは、その内容を申請をする前までに市長に報告しなければならない。

4 第 1 項の事前説明会の開催方法等については、規則で定める。

(中止命令)

第 10 条 市長は、第 3 条の規定に違反して、同意を得ず、又は虚偽の申請をしてホテル等の建築等をしようとする者（以下「命令対象者」という。）に対し、当該建築等の工事の中止を命じ、又は相当の期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合には、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。

(公表)

第 11 条 市長は、命令対象者が前条の規定による命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その旨を命令対象者に通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(報告、勧告等)

第 12 条 市長は、同意を得てモーテル類似施設の建築等をしようとする者に対し、この条例の施行に必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告をすることができる。

(立入調査)

第 13 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に建築物、建築物の敷地又は建築等の現場に立ち入らせ必要な調査を行わせることができる。

2 当該職員が、前項の規定により立入調査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 15 条 第 10 条の規定による命令に違反した者は、6 月以下の懲役又は 300,000 円以下の罰金に処する。

2 第 13 条第 1 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、100,000 円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 16 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 10 日を経過した日から施行する。

(経過規定)

2 この条例施行の際現にモーテル類似施設を設置している者であつて、この条例施行後においてその施設の建築等をしようとするものは、第 3 条に定めるところにより、同意を得なければならない。

附 則 (平成 11 年 12 月 24 日高砂市条例第 26 号)

この条例は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高砂市モーテル類似施設の建築等の規制に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第 3 条第 2 項の確認の申請（当該申請を要しない場合にあつては、ホテル等の建築等の着手）がなされるホテル等の建築等について適用する。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 35 年高砂市条例

第5号)の一部を次のように改正する。

別表中「モーテル類似施設建築審査会」を「ホテル等建築審査会」に改める。

附 則 (平成30年3月30日高砂市条例第12号)

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

別表 (第2条関係)

- 1 外部から内部を見通すことができ、かつ、客が営業時間中必ず通過し、自由に入出入りすることができる玄関を設けていること。
- 2 フロント、玄関帳場その他これらに類する設備 (以下「フロント等」という。)は、玄関から容易に見通すことができる位置に設置し、かつ、カーテン、囲い等によつて遮断されておらず、客と直接対面できる構造であること。
- 3 フロント等に接し客に自由に利用させるロビーを設け、かつ、当該ロビーの床面積が規則で定める面積以上であること。
- 4 客が個々の客室へ行くためには、フロント等を経由し、共用の廊下、階段、昇降機等の施設を通常使用する構造であること。
- 5 規則で定める床面積以上の食堂 (調理室を含む。)を設けていること。ただし、当該ホテル等の立地条件等を勘案して、市長が特に食堂を設ける必要がないと認めた場合は、この限りでない。
- 6 駐車場の出入口に、駐車場内を見通すことができないようにするための遮へい物を設けていないこと。
- 7 施設の外壁及び外観が周囲の状況等に悪影響を及ぼさない形状、色彩及び意匠であること。この場合において、基調となる色は、けばけばしくならないものとし、その範囲は、規則で定めるマンセル色票系の数値とする。
- 8 屋外に設置する看板、広告板、広告塔、ネオンサイン等の表示方法が周囲の環境に調和した形状、面積、色彩及び意匠の設備であること。